

第 17 回 100 条調査特別委員会

日 時	令和 5 年 3 月 2 0 日 (月)			午後 3 時 4 5 分 開会
				午後 3 時 5 2 分 閉会
出席委員	委員長	丹 尾 廣 樹	副委員長	帰 山 明 朗
	菅 原 義 信 木 村 愛 子 奥 村 義 則 江 端 一 高 林 下 豊 彦			
欠席委員	—			
オブザーバ ー	議長 石 川 修			
	副議長 佐々木 一弥			
弁 護 士	井 花 正 伸			
事務局職員	議会事務局長 九 島 隆 議会事務局次長 熊 野 正 章 議会事務局参事 高 橋 藤 憲 議会事務局次長補佐 宮 澤 泰 徳			

開会 午後3時45分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから第17回100条調査特別委員会を開会いたします。
さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申し出があります。鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することといたします。
（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） 100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申し出がありました。本日は、証人喚問ではなく、証人に意見を求める必要もないので、報道機関による撮影および録音につきましては、許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、報道機関による撮影および録音につきましては、許可することといたします。

なお、傍聴人に申し上げます。鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっておりますので、よろしくお願ひいたします。また、同規則に基づき傍聴人は私語を慎み会議の妨害になるような行為は固く禁じますのでよろしくお願ひいたします。

次に、協議事項1、証人喚問保留案件についてを協議してまいります。

これまでの委員会におきまして、出頭を要求すべきとの議決があった方で、今日現在証人喚問を行っていない方は、昨年12月12日開催の第5回100条調査特別委員会にて決議いたしました株式会社神鋼環境ソリューション元東京支社長、三野淳一氏でございます。出頭要求日時につきましては、議決に至っておりません。

この三野氏につきましては、入札直前に参加を見送った理由についての証言を求めるために証人喚問すべきとの判断がありましたが、第16回100条調査特別委員会における堀田哲三氏の証言において、「私はメーカーの人間ではございませんので、メーカーが思っているような回答ではないかもしれませんが、間違いなくメーカーさんがおっしゃっていたのは、今回の要求水準書に関して、やはり高温・高圧の発電を主とした内容が記載していなかったと、営業を神鋼環境ソリューションさんも行っていたにも関わらず、というところでは間違いのない話だと思いますが、これに関しては鯖江の組合様側が最終的に我々が提案したものを漏えいされたかどうかは私は分かりませんが、メーカーとして要求水準書を見て、これではやはり勝てないな、というような判断の下、参加を見送ったというふうに私は思っております。」との証言があり、入札参加直前に参加を見送った理由がある程度明らかになってきたことから、出頭要求を取り止めることにいたしたいと思っておりますが、質疑はございませんか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 取りやめるに当たって、メーカー側のほうが入札に応札しなかった理由を尋ねるとのことやったのは、委員長おっしゃったとおりで、私も承知しております。

そうした堀田氏の証言を引用されて、今、委員長お話しされたことも理解できます。もう一点、僕も、三野さんを見送るのであれば、大事な証言があったと思っているのは、堀田氏の証言記録の4ページから5ページのところに書いてあるものを引用して読ませていただきますが、「最終要求水準書を書き上げる時には、組合は吟味して一番いい方法をやはり書かれる。で、初めの提案、案ですね、案から変更になるのは、他の案件でも多々ございますが、メーカーとしてはこれに関して、改ざんとか不当なことがあったということは思わないから故に、それを異議申し立てすることなく不参加という形を取ったと私は聞いております。」と、併せて堀田氏は証言されておりますので、そうしたことも含めまして、三野さんに、来ていただかなくても、証人喚問を行わなくてもいいのではないかということについては、賛成をいたします。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

それでは採決いたします。

株式会社神鋼環境ソリューション元東京支社長 三野淳一氏については、入札直前に参加を見送った理由についての証言を求めるために証人喚問すべきとの判断でありましたが、第16回100条調査特別委員会での堀田哲三氏からの証言により、入札参加直前に参加を見送った理由が明白となったことから、出頭要求を取りやめることにいたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手多数であります。よって、三野淳一氏に対する出頭要求は、取りやめることに決しました。

時間の関係上、本日の委員会は、これにて終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

閉会 午後3時52分